

市老人医療費助成(垣老)・市心身障害者医療費助成

医療費受給者証の更新

市老人医療費助成制度(垣老)と市心身障害者医療費助成制度の受給者証が、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

各制度の対象者(下表)には、新しい受給者証を6月19日ごろに郵送します。なお、対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報が見つからないように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。



助成制度名	対象者
市老人医療費助成(垣老)	68・69歳(昭和20年7月2日～22年4月1日生まれ)の人 ※70・71歳の人には、7月20日ごろ郵送します ※本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの、市民税非課税の人

受け継がれる祭礼文化 大垣まつり27万人の人出



新緑の城下町を13両の軸が巡る大垣まつりが、5月9日・10日に八幡神社周辺や駅通りなどで開かれ、国重要無形民俗文化財の指定を受けたこともあり、2日間で27万人の人出でにぎわいました。



殿様からいただいた三両軸と町衆の軸が併存し、東のからくり芸と西の踊りという東西の祭礼文化の特徴をもつこのお祭り。見物客らは、巧妙なからくりの動きやかわいらしい子ども舞踊を楽しんでいます。

市民税・県民税納税通知書を送付

平成27年度市民税・県民税税額決定納税通知書(平成26年1月1日～12月31日の所得をもとに計算)を6月8日(予定)に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収(自分で納付する)分と公的年金からの特別徴収(年金からの引き落とし)分です。

なお、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)分については、勤務先へ送付しましたので「平成27年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先から受け取ってください。



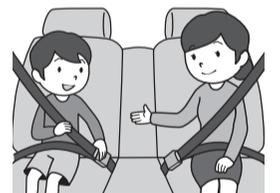
詳しくは、課税課市民税G(☎47-8179)へ。

6月

シートベルト・チャイルドシート 着用強調月間

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時の被害の防止や軽減に欠かすことができません。運転手はもちろん、車に乗った人全員がシートベルトを着用する必要があります。



「後部座席だからシートベルトをしなくてもいい」という認識は間違いです。

また、6歳未満の子どもを乗せる場合は、必ずチャイルドシートを着用する必要があります。

交通事故の被害防止や軽減を図るため、正しいシートベルト、チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課(☎47-7386)へ。

国民健康保険料の納付方法 いづれか選択を

国民健康保険料の納付方法

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

◆現在、納付書で納付している人

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

◆口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

【持ち物】①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③被保険者証、④納付書

年金引き落とし 口座振替

〈問合せ〉 窓口サービス課国民健康保険グループ(☎47-8132)

販売農家の皆さんへ

経営安定をめざす農家と 環境にやさしい農業に取り組む団体を支援

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策および環境保全型農業直接支払交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

申請方法など詳しくは、農林課(☎47-8628)へ。

〈経営所得安定対策交付金〉

販売を目的として、水田で作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

平成27年産の営農計画書を提出した人に

は、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月30日までに、農林課または上石津・墨俣の各地域事務所の産業建設課で申請してください。

〈環境保全型農業直接支払交付金〉

エコファーマーの認定(県知事認定)を受けた販売農家で組織する団体を対象として、農業振興地域内の農地で栽培前後に緑肥(れんげなど)作付けと化学肥料や化学合成農薬の5割低減などの取り組みを行う場合、交付金を受けることができます。

申請を希望される人は、6月30日までに、農林課で申請してください。

